

令和7年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和7年 9月 17日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
2番 伊藤 新司 3番 俵 薫 4番 井町 哲
5番 伊藤 美和子 6番 縄田 善博 7番 倉増 知
9番 中嶋 友之 11番 石田 健治郎 12番 中嶋 誠
13番 安部 好恵 15番 馬屋原 眞一 16番 高見 清
17番 村上 浩一 18番 安富 法明 19番 山本 正二
- 4 欠席農業委員 1番 武藤 康志 8番 前田 耕次 10番 中野 修 14番 岸 英法
- 5 出席推進委員 阿野 秀文 岩山 澄男 山本 次儀
- 6 事務局 事務局長 河野 哲広 副主幹 井村 光敬 主査 柳井 信吾

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは只今より令和 7 年第 9 回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員 19 名中 15 名、よって定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。本日の欠席委員は 1 番武藤委員、8 番前田委員、10 番中野委員、14 番岸委員です。それでは美祢市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思いますがいよろしゅうございますか。それでは 11 番 石田委員、13 番 安部委員。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 件朗読。</p> <p>農地法第 3 条許可申請が 3 件ありましたので説明します。</p> <p>目録番号 1、参考資料 1 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。申請地は譲渡し人が代表を務める法人に貸し付けて耕作していましたが、譲渡し人が法人の理事を辞することになったため、組合員である譲受人の名義にしたうえで引き続き法人が耕作します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 2、参考資料 2 を参照ください。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目録のとおりです。譲渡人は市外に住んでおり農地の管理が困難であるため、申請地の隣地を耕作している譲受人に贈与します。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>目録番号 3、参考資料 3 を参照ください。本件は新規就農です。</p> <p>譲受人は●●●●●の●●●●●さん、譲渡人は●●●●●の●●●●●さんです。権利については、所有権の移転です。対象地は目</p>

	<p>録のとおりです。譲渡人は農地を相続したが県外に住んでおり農地の管理が困難であるため、新規就農を希望している譲受人に贈与します。本件は申請にあたり、伊藤委員に相談されており、本人の意欲や作業体制等を考慮したうえで耕作可能であると判断しております。この件につきまして、農地法第3条第2項の第各号に抵触しないと考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査された委員から報告等をお願いします。
伊藤委員	<p>2番の伊藤です。9月7日に事務局2名と俵委員、地元推進委員と一緒に現地調査しました。</p> <p>まず目録番号1についてですが、譲受人は法人で一生懸命耕作をされている方です。所有する農地の大半を法人に貸し付けていますので、法人に貸してない農地を確認しましたが、立派に耕作されておられました。新たに農地を取得されることについて、何ら問題ないと思います。</p>
俵委員	3番の俵です。目録番号2番についてですが、参考資料に申請地の場所が載っていますが、申請地のとなりに譲受人が耕作している畑があります。柿の木が植えてあったり、野菜を栽培されておりました。特に問題ないと思います。以上です。
伊藤委員	<p>目録番号3番についてですが、申請地は譲渡人の方が相続されるまではきちんと管理されてきましたが、現在は耕作放棄されています。譲受人の方はもともと美祢出身の方で、譲渡人の方とは知り合いで、また農事組合法人●●●●の方とも懇意にされているということです。申請地の一体は農地パトロールでも問題になっているようなところですが、ここをきれいにして果樹を栽培されたいということです。近所にいろんな果物を栽培される方もいますので、教えてもらいながら栽培するということです。また、農作業の一部を農事組合法人●●●●に手伝ってもらえるよう手配済みです。若くて意欲のある方がきてくれるということで地元としても歓迎しております。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは地元委員より補足説明ありましたらよろしく申し上げます。</p>
推進委員	別府地区推進委員の松田です。1番についてですが、武藤委員の言われたとおりですので、特に問題ないと思います。

阿野推進委員	於福地区推進委員の阿野です。2番について、さきほど事務局から説明のあったとおり、譲受人は●●●●の●●●の方で、支援体制も整っているので特に問題ないと思います。
秋永委員	秋吉地区推進委員の秋永です。3番の件について、特に問題ないと思います。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしくお願ひします。 それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 農地法第5条許可申請が1件ありましたので説明します。参考資料4を参照ください。所在地は●●●●●、申請人は●●●●●の●●●●●さん。申請地の場所については参考資料の位置図のとおりで、申請人宅の敷地に隣接する2種農地で、四方はすべて道路や宅地です。申請地の隣に申請人の居宅があるため、申請地を駐車場として利用します。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査委員より報告をお願いします。
俵委員	3番の伊藤です。俵委員の説明のあったとおりで何ら問題ないと思います。申請地については参考資料の図面のとおり、3方が宅

	<p>地、1方が道路と面している畑で、所有者が県外に住んでおり管理が困難であるため、申請地の隣地にお住まいの譲受人が駐車場にするとということです。特に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
岩山推進委員	<p>大田地区推進委員の岩山です。先ほど俵委員から説明があったとおりで問題ないと思われま。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第2号は原案の通り決定をします 続きまして議事順位第3 議案第3号 地域計画の変更に関する意見決定について 及び議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請について を一括して議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。 それでは、同一事案のため、議案第3号及び議案第4号をまとめて説明します。参考資料5を参照ください。申請地は●●●●●、申請地は●●●というお寺の道路を挟んで向かいの農用地区域内農地で地域計画の対象地です。申請地には農家用住宅を建てる予定であり、そのために農振除外及び地域計画の変更が必要です。本件につきまして、2月前の総会で農振除外等について審議しましたが、その時の申請地の隣地にて再申請となります。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から報告をお願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>伊藤です。場所については参考資料の位置図のとおりです。申請地を宅地にすることに何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは現地調査委員から補足説明ありましたらお願いいたします。</p>
阿野推進委員	<p>於福地区推進委員の阿野です。今委員から説明されたとおりで特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員の皆様より何かご意見ありましたらよろしく申し上げます。 それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第3号、第4号は原案のとおり決定します 続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>一件朗読。 それでは、本日配布しております令和7年9月30告示、令和7年10月1日開始の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。今回、全体で4筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計しまして、5,429㎡、貸し手が1名、受け手が1名でございます。内訳は、4ページでございます。一括方式になります。</p> <p>いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件、農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合すること、農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、の農用地利用集積等促進計画要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>

	<p>よろしゅうございますか？</p> <p>(はいの声)</p> <p>それでは議案第5号については意見なしの回答でよい委員は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第5号は意見なしとします。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>1件朗読。</p> <p>目録をご覧ください。合意解約2件について説明します。</p> <p>やまぐち農林振興公社を通した利用権の解約になりまして、●●●●さんと●●●●さんの間の解約になります。今回解約された農地を含め3筆を借りて果樹(いちご)を栽培されていますが、将来的にハウスを増設されようと考えられていた1筆について、当面規模拡大をしないということになり、解約されるものです。今後は貸主の●●●●さんが自ら管理をされる予定です。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしゅうございますか？</p> <p>特に発言等無いようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きましてその他の方に移りたいと思います。農業相談日の結果については、太陽光発電に関する相談が1件ありました。当番委員の皆さんありがとうございました。</p> <p>以上で審議がすべて終わりますが、委員の皆さんより何かありますか？</p> <p>それでは終わりたいと思います。</p>

互礼。

午後 3 時 1 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 7 年 9 月 1 7 日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____